

## 軽自動車税（種別割）の納税通知書を 5月16日(木)に発送します【納期限は5月31日(金)】

【問合せ】 税務課 市民税係 ☎773・6668

### 納税義務者は4月1日の所有者

納税通知書には、4月1日現在の登録内容が記載してあります。次の場合は、令和6年度分が課税されます。

- ・4月2日以降に廃車（譲渡）の手続きをした
- ・車は手元にないが変更・廃車手続きをしていない

※自動車税（種別割）と異なり税額の月割はありません

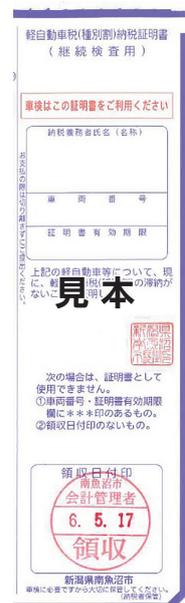
### 納税証明書

車検に必要な場合があります。車検証と一緒に保管してください。

令和5年1月から、軽自動車の車検の際の納税証明書の提示が原則不要となりました。そのため、口座振替で納税した人へ納税証明書（はがき型）は郵送していません。納税証明書の提示が必要となる場合は、税務課か大和・塩沢市民センター窓口までおこしてください。

[納税証明書に関する問合せ](#)

税務課 収税班 ☎773・6669



## 固定資産税の納税通知書を5月16日(木)に発送します

【問合せ】 税務課 資産税班 ☎773・6668

納税通知書に同封する課税明細書は、確定申告時に、農業所得や不動産所得の必要経費（租税公課）の計算に役立ちます。令和7年の申告時期まで保管することをお勧めします。

### 家の税金が高くなる場合

納税通知書を発送後、「家の税金が高くなった」という問合せがあります。これは、居住床面積280平方メートル以内の新築住宅の場合に、居住部分の床面積が120平方メートルまでの税額を、2分の1に減額する特例が3年間（長期優良住宅の場合は5年間）で終了したためです。

※令和2年（長期優良住宅の場合は平成30年）に新築した住宅は、令和6年度から通常の税額で課税されます

### 土地、家屋を売った、取り壊したのに課税されている場合

固定資産税は、毎年1月1日現在の登記簿上の所有者に課税されます。売買契約を締結しても、新しい所有者への所有権移転登記が1月2日以降になると、前所有者に課税されます。1月2日以降に取り壊した家屋も1年間課税されます。家屋を取り壊した場合は、税務課資産税班までご連絡ください。



詳しくは



☎772・2665

県税部（収税課）  
南魚沼地域振興局

金融機関やコンビニエンスストア、地域振興局県税部の窓口で納付できます。また、スマートフォン決済アプリやクレジットカード、インターネットバンキングなどを利用して納付することができます。納期限までに必ず納付をお願いします。  
対応可能な金融機関や納付方法は、QRからご確認ください。

自動車税（種別割）の  
納期限は5月31日(金)  
です